小作爭議調査表

No. 20

（昭和九年三月分）

場所	遠賀郡折尾町大字鳥取字田
發生終熄	昭和九年一月十八日 昭和〃年三月廿九日
關係人員	地主　堺豊太郎外九名 小作人　岡部藤造外九名
關係地種類面積	田　七丁四歩
地主關係團体	ナシ
小作人關係團体	ナシ
原因	小作人は鹽水害の為例年に比し減收なるを理由に小作料一割五分減を要求せるも地主之を拒絶せしに因る。
要求事項	小作料永久一割五分減要求
經過	十作人は十作素綱を申合せ強度硬ぱる為地主側に於ては協議の結果五分減に決し其旨十作人に通知したるも承諾せざる為更に地主協議の結果一割減に決定し通知したるも十作人側は初期の目的を達すべく計画中の所今村有志の調停に奉走し二月日下記條件にて一部解決を見たり。大阪三共商会大島常三郎十作人伊藤常三郎外二十名の爭議は今長外有志調停に乗出し奔走したる結果下記條件にて全部解決す
結果	二月日一部解決 一昭和八年度十作料に限り七歩五厘減額すること 三月廿九日解決 一一割五歩の減額要求には応じざるも見舞金として四十円と酒六本を地主側より提供す 一昭和八年小作米は四月末日に納入すること

財團法人 協調會福岡出張所

（月報番號第　六　號）

備考	